

第5次茨木市総合計画

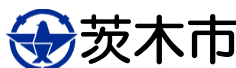
# 第6期実施計画

令和2年度  
(2020年)

～

令和6年度  
(2024年)

令和2年7月



次なる  
茨木へ。

茨木には、次がある。

# 目 次

## 第 1 実施計画の概要

1 実施計画の位置づけ .....	1
2 計画期間と計画の運用 .....	2
3 施策体系 .....	2

## 第 2 第 6 期実施計画

1 実施計画の見方 .....	4
2 総括表 .....	5
3 第 6 期実施計画 .....	6
(1) とともに支え合い、健やかに暮らせるまち .....	6
(2) 次代の社会を担う子どもたちを育むまち .....	16
(3) みんなの“楽しい”が見つかる文化のまち .....	25
(4) 市民・地域とともに備え、命と暮らしを守る安全安心のまち .....	34
(5) 都市活力がみなぎる便利で快適なまち .....	40
(6) 心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち .....	56
(7) まちづくりを進めるための基盤 .....	63

## 第1 実施計画の概要

### 1 実施計画の位置づけ

第5次茨木市総合計画は、次の3層で構成されています。

- ◎基本構想：まちの将来像とそのめざすべき方向性を示す。
- ◎基本計画：基本構想に掲げるまちの将来像の実現を図る施策と取組の内容（施策別計画）、都市構造、財政計画を示す。
- ◎実施計画：基本計画で定めた取組を実現する具体的な事業内容を示す。

実施計画は、総合計画に掲載されている各施策を効果的に進めていくために、施策評価の結果をはじめ、社会情勢や財政状況を踏まえつつ、具体的な事業の計画を作成するもので、予算編成や事業執行の指針となるとともに、市の取り組む事業について市民に分かりやすく伝えることにより、行政の説明責任を果たすものです。

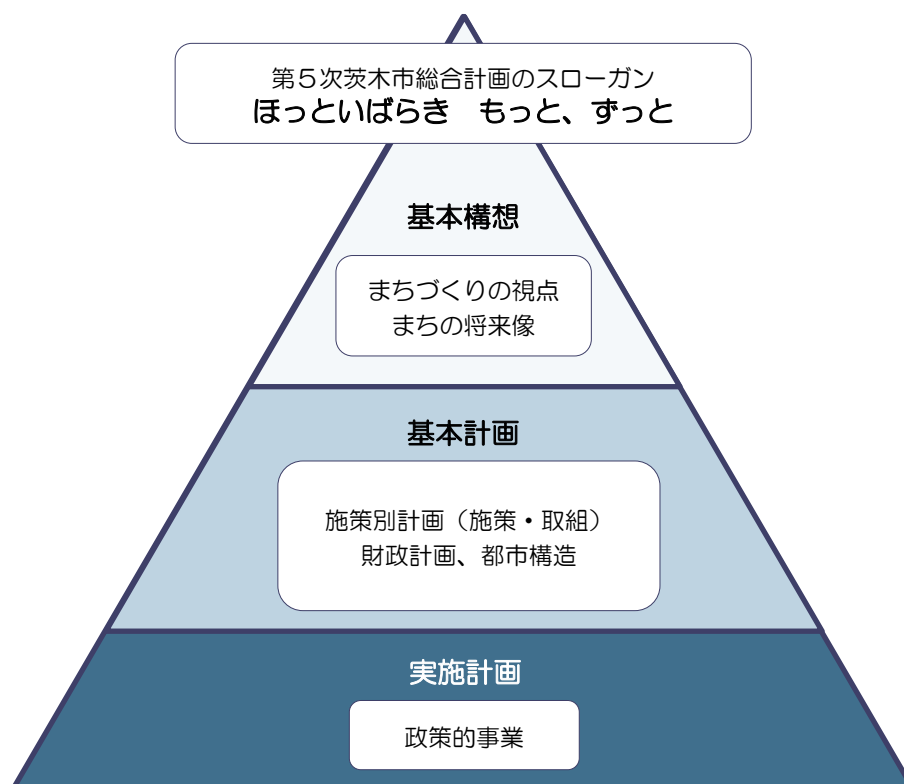


図1 第5次茨木市総合計画の体系図

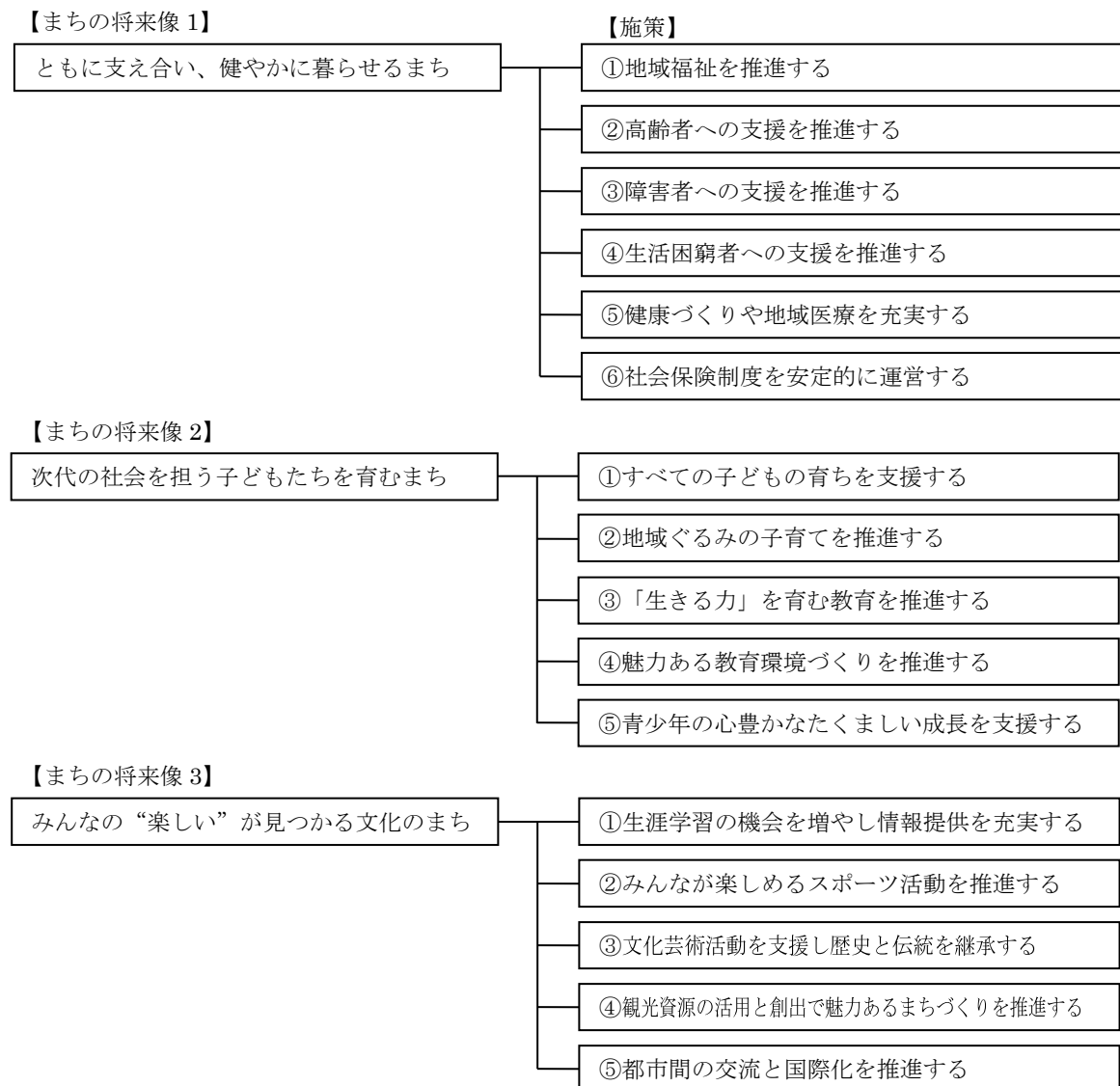
## 2 計画期間と計画の運用

実施計画の計画期間は令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。また、第5次茨木市総合計画の進行管理手法である施策評価の結果等を踏まえ、ローリング方式※で、毎年度、計画内容の見直しを行い公表します。

※ ローリング方式：社会情勢や財政状況の変化への対応、進捗状況の確認を行い、事業の立案、見直しや計画の修正を転がすように定期的に行っていく手法のこと。

## 3 施策体系

第5次茨木市総合計画基本構想を実現するための、後期基本計画における施策体系は以下のとおりです。



【まちの将来像 4】

市民・地域とともに備え、命と暮らしを守る  
安全安心のまち

【施策】

- ①災害への備えを充実させる
- ②消防・救急体制を充実強化する
- ③防犯や多様な危機への対策を強化する
- ④消費者教育を推進する

【まちの将来像 5】

都市活力がみなぎる便利で快適なまち

- ①地域産業を基盤強化し雇用を充実する
- ②地域特性をいかした計画的な都市づくりを推進する
- ③良好で住みよい都市づくりを推進する
- ④時代の変化に対応した官民連携による都市づくりを推進する
- ⑤暮らしと産業を支える交通を充実させる

【まちの将来像 6】

心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち

- ①いごちのよい生活環境をたもつ
- ②バランスのとれた自然環境をつくる
- ③ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす
- ④きちんと分別で資源の循環をすすめる

【まちづくりを支える基盤】

まちづくりを進めるための基盤

- ①まちの魅力を市内外に発信する
- ②社会の変化に対応する効率的・効果的な自治体運営を推進する
- ③地域社会の発展に貢献できる職員を育成する
- ④人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす
- ⑤市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす
- ⑥地域コミュニティを育み地域自治を支援する
- ⑦多様な主体による協働のまちづくりを推進する


## 第2 第6期実施計画

### 1 実施計画の見方

第5次茨木市総合計画基本構想を実現するための、令和2年度以降の新規・拡充等事業を示します。

<実施計画の見方>

#### 1 施策の概要

1	施策	1-1	地域福祉を推進する
2	対応するSDGs	  	
3	施策の方向性	地域住民等の支え合いとも連動しながら、年齢や性別、障害の有無等にかかわらず全世代・全対象型の包括的支援体制を推進し、すべての人が健やかに、支え合い暮らし、みんなが主役の地域共生のまちづくりを進めます。	
4	取組	1-1-1	多様な主体の協働による地域福祉の推進
		1-1-2	地域における相談支援体制の充実
		1-1-3	すべての人の権利が守られる地域社会の推進

施策ごとに基本計画の内容を記載しています。

#### 2 新規・拡充事業等

1	事業名	1-1-1	総合保健福祉計画推進事業	担当課	地域福祉課	
	目的	すべての人が健やかに、支え合い暮らし、みんなが主役の地域共生のまちづくりの実現に向け、総合保健福祉計画を推進し、地域福祉の向上を図る。			方向性	R2 臨時拡充
	内容	総合保健福祉計画（第2次）の分野別計画である高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害福祉計画・障害児福祉計画の次期計画の策定等を行う。			R3 継続	R4 臨時拡充

施策ごとに令和2年度以降に実施する各事業の事業目的や内容、事業の方向性等を記載しています。

前年度と比較した事業の方向性（令和3年度以降は見込み）を、次の8種類で示しています。

- 新規：新規事業として実施
- 継続：おおむね前年度と同様の事業内容で実施  
ただし、当該年度の前年度が「臨時拡充」の場合は、臨時拡充前時点と比較した方向性
- 拡充：対象や事業内容の見直しにより、事業規模を拡充して実施
- 臨時拡充：単年度など期間を限定し、事業内容を拡充して実施
- 縮小：対象や事業内容の見直しにより、事業規模を縮小して実施
- 廃止：事業を廃止する場合（事業実施最終年度の翌年度に表示）
- 完了：事業が完了する場合（事業実施最終年度に表示）
- 新規完了：新規で実施し、単年度で完了する場合

※事業の方向性は現段階の見込みであり、今後の社会経済情勢等により変更となる場合があります。

## 2 総括表

第6期実施計画における、令和2年度における新規・拡充等事業の集計は次のとおりです。

	事業数			
	新規	拡充等	縮小・完了等	
将来像 1	25	6	16	3
将来像 2	30	13	12	5
将来像 3	24	9	9	6
将来像 4	17	3	12	2
将来像 5	59	10	43	6
将来像 6	19	4	10	5
まちづくりを支える基盤	31	4	23	4
計	205	49	125	31